

令和8年度 大洗町地域おこし協力隊募集要項（委託型）

～歯科相談業務等歯周病対策に取り組む地域おこし協力隊～

令和8年9月

1. 大洗町の現状

大洗町では、住民の「健康寿命の延伸」を目指すなかで、全身の健康や生命予後に密接に関係する「歯科保健」に関して、以下の3つの課題を抱えています。これらの課題を克服するため、専門職の知見を活かした能動的な介入が不可欠となっています。

① 高齢者の「肺炎」による高い死亡率（令和元年～令和5年/2019～2023年）

大洗町の人口統計における死因を分析すると、男女ともに「肺炎」による死亡率が全国と比較して有意に高い値を示しています（標準化死亡比 SMR は男性 1.44、女性 1.87）。肺炎の予防には、口腔内の細菌による誤嚥性肺炎を防ぐことが重要であり、高齢期における徹底した口腔ケア指導と口腔機能維持（オーラルフレイル予防）の地域社会への浸透が急務です。

② 中学生の歯肉状態の悪化（令和5年度/2023年度）

町独自の小中学生保健統計「あしあと」によると、歯肉の状態が悪い小学生の割合は 5.1%（令和元年度 5.9%から改善傾向）に留まる一方、中学生の割合は 7.4%（令和元年度 6.0%）と改善傾向がみられません。小学校まで行き届いていた歯科予防習慣が中学校進学とともに途切れてしまう「継続性の空白」を埋める新たな指導体制が求められています。

③ 成人の歯周病検診受診率の低迷（令和5年度/2023年度）

町民の歯周病検診受診率はわずか 4.0%（第二次計画目標値 10.0%以上）と極めて低い水準で推移しています。糖尿病や心疾患をはじめとする全身の生活習慣病を相互に悪化させ合うことが判明している歯周病を早期に予防・発見するため、多忙な現役世代や健康無関心層に対しても、単に待つだけでなく能動的に出向いて働きかける「アウトリーチ型」のアプローチへの変革が必要です。

2. 募集人数

1名（歯科衛生士）

3. 業務概要

（1）各ライフステージに寄り添った歯科相談・指導

乳幼児健診（こども課）、成人向け健康教室（健康増進課）、高齢者サロン巡回（住民課）などの歯科保健・口腔指導業務を一元的に直接担い、町民へ一貫したアプローチを提供します。

（2）中学生・成人向け歯周病予防事業の企画と実施

習慣が途切れがちな中学生への口腔ケアや指導の継続支援、および受診率の低い成人層へ特定健診等の機会を捉えて能動的にアプローチ（個別指導・普及啓発）する新規の予防プログラムを推進します。

（3）地域おこし協力隊としての幅広い町政・イベント活動支援

歯科専門業務に留まらず、町民と顔の見える信頼関係を築くため、町の各種お祭り・観光イベントのお手伝いや、健康増進課における一般行政サポート・庶務にもフットワーク軽くマルチに取り組めます。

※上記を基本として、活動内容を町と協議の上決定します。

4. 募集対象

- (1) 令和8年9月1日現在で20歳以上の方（性別は問いません。）
- (2) 現在、三大都市圏の都市地域または政令指定都市（条件不利区域以外の区域）に居住しており、任用または委嘱期間を通して生活拠点を大洗町に移し、採用後に住民票を大洗町へ異動できる方
※総務省ホームページ「地域おこし協力隊ナビ」内「通知・資料」の「地域おこし協力隊及び地域プロジェクトマネージャーの特別交付税措置に係る地域要件確認表（令和4年4月1日現在）」にて地域要件を確認できます。
- (3) 心身ともに健康で誠実に勤務ができる方
- (4) 普通自動車運転免許証を所持し、実際に運転できる方
- (5) パソコン操作（ワード・エクセル・パワーポイント・メール等）およびインターネット、SNS等の知識を有し、容易に活用できる方
- (6) 地域おこし協力隊としての活動期間終了後も大洗町に定住し、起業・就業しようとする意欲のある方
- (7) 地域住民及び関係者と協力しながら、積極的に行動できる方
- (8) 次のいずれにも該当しない方
 - ア 日本国籍を有していない方
 - イ 成年被後見人または被保佐人
 - ウ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

5. 委嘱形態

「委託型地域おこし協力隊員」として委嘱します。

6. 勤務地

茨城県東茨城郡大洗町内（必要に応じて町外での活動もあり）

7. 委託型地域おこし協力隊について

- (1) 委嘱形態・期間
 - ア. 上記業務概要に記載する活動を委託します。委託内容については、協議により決定し、町と業務委託契約を締結して活動します。
 - イ. 町との雇用関係はないため、健康保険及び年金保険料等は自己負担となります。
国民健康保険、国民年金に加入いただく必要があります。
 - ウ. 町が委託する業務以外の業を自由に行うことができます。（副業を行うことが可能です。）
ただし、委託業務遂行の支障にならない範囲での行動をお願いします。
 - エ. 協力隊員は町長が委嘱し、委嘱期間は委託契約締結日から令和9年3月31日までを最初の契約期間とします。
 - オ. 次年度以降の委嘱については、各年度終了時に活動状況や実績を勘案し、最長3年間まで更新することができます。
 - カ. 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことができるものとします。

(2) 勤務日及び勤務時間

活動日数や活動時間は、委託契約締結の際、協議の上決定いたします。

(3) 委託料等

委託料（人件費分）の額は、基本的に隊員 1 人当たり月額 291,000 円を月の支払い上限額とします。ただし、応募者の知識、技術、職務経験等を考慮し、協議の上で増額又は減額することがあります。

活動費については、基本的に協力隊員 1 人当たり年間 200 万円を上限額とします。（活動期間が 1 年に満たない場合は、月割りにて計算します。）

活動に必要な経費として認められる費用は主に以下のとおりです。

- ・住居、車両等の借りに要する
- ・活動旅費等移動に要する経費
- ・作業道具、消耗品等に要する経費
- ・隊員の研修に要する経費
- ・活動報告会等に要する経費

(4) 待遇・福利厚生

ア. 住居は大洗町内に居住いただきます。

賃貸借した物件に居住した場合は、賃借料等は町が負担します。

※光熱水費や引っ越しに係る費用は自己負担となります。

イ. 活動に要する費用で活動報告に基づき、町が必要と認めた費用につきましては、予算の範囲内で町が負担します。

8. 留意事項

- (1) 協力隊員としてふさわしくないと判断した場合は、委嘱期間中であっても委嘱を取り消すことがあります。
- (2) 住民票の異動は、必ず委嘱日以降に行ってください。それ以前に住所を異動した場合、応募対象者でなくなり、採用取り消しとなることがあります。
- (3) 委嘱期間中の住居賃借料当は町で補助対象となりますが、光熱水費や引っ越しに係る費用等は自己負担になります。

9. 申込受付期間

- (1) 応募受付期間 令和 8 年 9 月 14 日～採用者決定まで

※ただし、応募があった方から選考を開始しますので、採用者が決定した場合は募集を終了します。

(2) 提出書類

ア. 大洗町「地域おこし協力隊」応募用紙（所定様式）

イ. 住民票抄本（令和 8 年 9 月 1 日以降に取得したもの）

ウ. 普通自動車免許証の写し又はマイナンバーカードの写し

(3) 提出方法

郵送又は持参

(4) その他

ア. 応募に係る費用は、すべて応募者の負担となります。

イ. 提出された書類等は、返却しません。なお、提出された個人情報については、本応募のみに使用し、その他の用途には使用しません。

10. 選考方法

(1) 1次審査：書類選考の上、その結果を書面にて通知いたします。

(2) 2次審査：1次選考合格者を対象に面接を行います。面接の日時、場所は別途、連絡します。

※応募・面接等に係る費用は応募者負担となります。

※住民票の異動は、必ず委託契約締結日以降に行ってください。それ以前に住所を異動させると応募対象者でなくなり、採用取り消しとなる場合があります。

11. 問い合わせ先・申込み先

健康増進課 健康増進係

〒311-1305 茨城県東茨城郡大洗町港中央 26-1

TEL：029-266-1010

Mail：kenfuku@town.oarai.lg.jp